指定介護予防短期入所生活介護
アルテンハイム鶴宮園ショートステイ
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（鹿児島県指定　第４６７４０００４９号）

当事業所はご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1．事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2．事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3．職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4．当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・4
5．介護リスクについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
6．事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
7．緊急時における対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
8．損害賠償について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
9．個人情報の保護並びに提供の同意について・・・・・・・・・・・・・・・11
10. 苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
11. 介護サービス情報の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
12. 介護サービスの記録の開示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
13.　福祉サービス第三者評価の実施の有無・・・・・・・・・・・・・・・・12
14.　虐待の防止のための措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
15.　身体拘束等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

1．事業者

（1）法人名　　社会福祉法人　脩寿会

（2）法人所在地　　鹿児島県薩摩郡さつま町紫尾 4077 番地 1

（3）電話番号　　0996（59）8004

（4）代表者氏名　　理事長　林田　功

（5）設立年月　　平成 3 年 3 月 6 日

2．事業所の概要

（1）事業所の種類　　指定介護予防短期入所生活介護事業所

平成 18 年 4 月 1 日指定　鹿児島県 4674000049 号

※当事業所は特別養護老人ホームアルテンハイム鶴宮園に併設されています。

（2）事業所の目的　　社会福祉法人脩寿会が開設する特別養護老人ホームアルテンハイム鶴宮園が行う指定介護予防短期入所生活介護事業の適切な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の指定介護予防短期入所生活介護従業者が、要介護者等に対し、適切な指定介護予防短期入所生活介護事業を提供することを目的とする。

（3）事業所の名称　　アルテンハイム鶴宮園ショートステイ

（4）事業所の所在地　　鹿児島県薩摩郡さつま町紫尾 4077 番地 1

（5）電話番号　　0996（59）8004

（6）事業所長(管理者)　　久保田　春彦

（7）当事業所の運営方針　要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（8）開設年月　　平成 18 年 4 月 1 日

（9）営業日及び営業時間

営　　業　　日	年中無休
営　業　時　間	0 時 00 分～24 時 00 分

（10）利用定員　　7 人

（11）通常の事業実施地域　さつま町・薩摩川内市（離島は除く）の区域とする。

(12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個　　室	7室	従来型個室
合　　計	7室	
食　　堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、交互索引滑車運動装置 歩行訓練用階段、エア楽、メドマー デッキ輪投げ等、パワーリハビリ機器等
浴　　室	2室	特殊浴槽，一般浴（温泉利用）
医 務 室	1室	マイクロ治療器

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆ 指定介護老人福祉施設の居室の空きベッドにてご利用いただく場合もございます。

3．職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービス及び指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準	勤務時間
1.施設長(管理者)	1名	1名	8:00－17:00（日曜休）
2.介護職員	33.4名	19名	24時間
3.生活相談員	1.3名	1名	8:30―17:30
4.看護職員	3.7名	3名	7:30－19:00
5.機能訓練指導員	1名	1名	8:00－17:00
6.介護支援専門員	1名	1名	8:30 - 17:30
7.医師	(1名)嘱託	必要数	水曜15:00以降
8.管理栄養士	1名	1名	9:00－18:00
9.栄養士	1名	1名	9:00－18:00
10.事務員	4名	必要数	8:00-17:00（日曜休）

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名となります。

（8時間×5名÷40時間＝1名）

<主な職種の勤務体制>

職　　種	勤　務　体　制
医　　師	毎週水曜日 15：00～17：00 他随時
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：　7：00～ 8：00　2～4名 早朝：　8：00～10：00　6～8名 日中：　10：00～17：00　9～11名 夕方：　17：00～19：00　9～10名 準夜：　19：00～21：00　3～4名 夜間：　21：00～ 7：00　3名
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：　7：30～10：00　1名 日中：　10：00～17：00　3名 夕方：　17：00～19：00　1名
機能訓練指導員	日中：　8：00～17：00　1名

4．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

（1）利用料金が介護保険から給付される場合

（2）利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

があります。

（1）介護保険の給付対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、通常9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事（但し、食材料費及び調理費は別途いただきます。）

・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

食事時間　　朝食：8：00～　　昼食：12：00～　　夕食：17：30～

・管理栄養士によるご利用者の栄養・食事相談を行います。

②入浴

・入浴又は清拭を週２回以上行います。　温泉を利用しています。

・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④個別機能訓練

・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

・リハビリ機器等を用いた訓練を実施します。

・レクリエーション及びグループワーク・行事等活動への参加。

⑤健康管理

・医師や看護職員が、健康管理を行います。必要に応じて医療機関を受診していただく場合があります。ご家族様の対応をいただきますが、送迎など困難な場合は別料金で対応いたします。ご相談ください。

⑥その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・生活のリズムを考えたサービスに努めます。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑦施設、設備の使用上の注意について

・居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って、ご利用ください。

・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により現状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合がございます。

⑧持ち込み品について

・現金・宝石その他貴重品についてはなるべく持ち込まないで下さい。持ち込む際は原則自己管理または、ご家族管理でお願いします。

・ペットの持ち込み・飼育は衛生上かたくお断りします。

・入所者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には入所者の居室内に立ち入り、必要な措置を取る事が出来るものとします。ただしその際には本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

⑨面会について

・面会時間は、午前９時３０分から１６時になります。なお特別な事情がある場合はこの限りではありません。

・感染症対策として、面会は予約制になります。感染症で治療中の方、または濃厚接触にあたる方体調が悪い方は面会をお断りする場合があります。

・面会者は、事務所窓口で面会記録をお願いします。

・面会時は、マスクの着用、手指消毒、時間制限、ガラス越し面会をお願いする場合があります。
・面会者が持参し、飲食した物により引き起こされた事故については、責任を負いかねます。事前に必ず職員へお尋ねください。
・当施設タブレットを使用したオンライン面会を実施しております。ご希望の方は職員へご相談ください。

⑩外出について

・外出を希望される場合は、必ず前日までにお伝えください。　当日までに外出届けを提出していただきます。なお、感染症対策として、外出を制限する場合があります。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

ア、介護予防短期入所生活介護料

≪従来型個室・多床室≫1日あたり

	1割負担の方		2割負担の方		3割負担の方	
1．ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要支援1 4,510円	要支援2 5,610円	要支援1 4,510円	要支援2 5,610円	要支援1 4,510円	要支援2 5,610円
2．うち、介護保険から給付される金額	4,059円	5,049円	3,608円	4,488円	3,157円	3,927円
3．サービス利用に係る自己負担額	451円	561円	902円	1,122円	1,353円	1,683円

イ、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）【1日あたり】

項　目	基本利用料金	介護保険から支給される金額	サービス利用に係る自己負担額
1割負担の方	220円	198円	22円
2割負担の方		176円	44円
3割負担の方		154円	66円

ウ、機能訓練指導体制加算【1日あたり】

項　目	基本利用料金	介護保険から支給される金額	サービス利用に係る自己負担額
1割負担の方	120円	108円	12円
2割負担の方		96円	24円
3割負担の方		84円	36円

エ、送迎加算【片道１回あたり】

項　目	基本利用料金	介護保険から 支給される金額	サービス利用に係る 自己負担額
１割負担の方	1,840 円	1,656 円	184 円
２割負担の方		1,472 円	368 円
３割負担の方		1,288 円	552 円

オ、療養食加算【１回あたり】＊対象者のみ

項　目	基本利用料金	介護保険から 支給される金額	サービス利用に係る 自己負担額
１割負担の方	80 円	72 円	8 円
２割負担の方		64 円	16 円
３割負担の方		56 円	24 円

カ、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

指定介護予防短期入所生活介護を行った場合、算定した単位数の 1000 分の 176 に相当する単位数を加算する。

特定入所者介護サービス費に関する食費及び滞在費の基準費用額

○　基準費用額　　指定介護予防短期入所生活介護　　（単位;；円／日）

	滞　在　費	食　費
従来型個室	１，２３１円	１，５４５円
多床室	９１５円	１，５４５円

（ご利用者様により負担限度額は異なります。）

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第８条 参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①居室（滞在費）の提供

ご利用者の滞在に要する居室の費用です。

利用料金：1231円（1日あたり）

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

②食事の提供（食材料費及び調理費）

ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

料金：　朝食　320円　、昼食　630円　、夕食　595円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

③通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区居住の方で、当事業所のサービスを利用される場合は、居住地と実施地域を超えた地点との送迎に要する費用。

送迎距離片道10Km以上20Km未満1回につき　　：500円

送迎距離片道20Km以上1回につき　　：800円

④特別な食事（酒を含みます。）

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：　料金は実費です。

⑤理髪・美容

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：　料金は実費です。

⑥レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：無料

⑦複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。　　利用料金：1枚につき10円

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

利用料金：　料金は実費です。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

お支払い方法は、1．口座引落し　2．口座振込み　3．現金払いの中から利用者の希望により選択することができます。

ア．窓口での現金支払

イ．金融機関口座への振込

ⅰ）鹿児島銀行 宮之城支店 普通預金 742056

社会福祉法人脩寿会　特別養護老人ホームアルテンハイム鶴宮園

理事長　林田功

ⅱ）南日本銀行 宮之城支店 普通預金 340969

社会福祉法人　脩寿会　アルテンハイム鶴宮園

理事長　林田功

ウ．口座引き落としでのお支払いを希望される方は、毎月 20 日（金融機関が休日の場合は翌営業日）ご指定の口座より引き落としさせていただきます。尚、領収証は入金後郵送にて発送いたします。

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第 9 条参照）

・利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、介護予防短期入所サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に申し出てください。

・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用者負担額

・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

・ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5．介護リスクについて

介護事故防止については、極力善管注意義務対策を講じ対応いたしますが、ご利用者の心身の状況等により事故のリスクが高くなることをご理解いただいた上でご利用いただきます。

当施設は、事故の発生又はその再発を防止する為の次の措置を講ずるものとする。

・事故が発生した場合の対応・報告の方法が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

・事故が発生した場合またはそれに至る危険性が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。

・事故発生の防止のために委員会及び職員に対する研修を定期的に実施する。

・当施設は原則、身体拘束を行わない事から、転倒・転落による事故の可能性があります。

・高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。

・歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷・頭蓋内損傷の恐れがあります。
・高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。また、体重で体の一部が圧迫され十分な酸素や栄養が行きわたらなくなる事や、汗や排泄物による汚染で、発赤やただれ、傷といった褥瘡ができやすい状態にあります。
・高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血ができやすい状態にあります。
・加齢や認知症状により、水分や食べ物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
・通常感染しない状態であっても、高齢者は免疫の低下により感染性疾患にかかりやすく、悪化しやすい可能性があります。　ご利用前、ご利用中に感染が確認された場合には、蔓延防止のためサービスの変更（利用延長、利用中止など）をお願いする場合があります。その場合、ご連絡いたします。
・入所者の状態等により、お部屋を変更する場合があります。

6．事故発生時の対応

指定介護予防短期入所サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じます。

7．緊急時における対応について

（1）当施設は、利用者の病状の急変等により、緊急治療あるいは救急搬送の必要が生じた場合は速やかに医師、協力医療機関、家族、消防救急隊等と連絡をとり、必要な処置が受けられるように対応します。
（2）当施設は定期的に避難訓練や業務継続計画（BCP）を行い、災害に備えてまいります。また近隣地域と防災協力協定を締結して非常時の協力体制を整えております。
（3）当施設は、感染症発症に備え、感染症対策委員会を設置し、衛生管理、健康管理等の予防対策と発生時の対策を整備し、感染症の発生に備えております。感染症の発生を確認した場合は早急に感染症拡大を防ぐ対策を講じ、蔓延防止に努めます。その際に、面会の制限、入所者の外出など制限する場合もあります。ご協力をお願いいたします。
（4）当施設は、不審者が園内に侵入し、入所者及びご家族や職員に危害を及ぼさないように、出入り口のチェック、センサーの活用、防犯器具の設置を行っております。

8．損害賠償について（契約書第 14 条、第 15 条参照）

指定介護予防短期入所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。守秘義務に違反した場合も同様とする。ただし本事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

9．個人情報の保護並びに提供の同意について

事業所は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスを遵守し適切な取扱いに努めます。ただし、サービス担当者会議等において、円滑な介護予防サービスの援助を行う等正当な理由がある場合は居宅介護支援事業者等に対し、ご利用者当該家族等の個人情報を提供することができるものとします。

10. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担 当 者）田代　康文
（職　　名）生活相談員
○受付時間　　毎週月曜日～土曜日
8 時 30 分～17 時 30 分
○連絡先　　（電　　話）0996（59）8004
（E メール）tsurumiyaalt@hop.ocn,ne.jp

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

さつま町役場	所 在 地 ： 薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565 番地 2 電話番号 ： 0996（53）1111 受付時間 ： 8：30～17：00（月～金）
国民健康保険団体連合会	所 在 地 ： 鹿児島市鴨池新町 6-6 電話番号 ： 099（213）5122 受付時間 ： 9：00～17：00（月～金）
鹿児島県社会福祉協議会	所 在 地 ： 鹿児島市鴨池新町 1 － 7 電話番号 ： 099（286）2200 受付時間 ： 8：30～17：00（月～金）
薩摩川内市役所	所 在 地 ： 薩摩川内市神田町 3 番 22 号 電話番号 ： 0996（23）5111 受付時間 ： 8：30～17：00（月～金）

11.「介護サービス情報」の公表

指定介護予防短期入所生活介護事業者は自らその提供する介護予防短期入所生活介護の質の評価を一年に一回自己評価すると共に外部の者による評価をうけて、それらの結果を公表し常に改善を図る事とします。

12.「介護サービスの記録」の開示

指定介護予防短期入所生活介護事業者はご利用者及びその家族より請求があった場合、当該本人について提供した介護サービスの記録を開示致します。

13. 「福祉サービス第三者評価」の実施の有無

指定短期入所生活介護事業者は、福祉サービス第三者評価を受けておりません。

14. 虐待の防止のための措置

事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者の人権の擁護、虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

⑴ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。

⑵ 虐待の防止のための指針を整備します。

⑶ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。

⑷ 前３号の措置を適切に実施するための担当者を置いています。

虐待防止に関する担当者	職　施設長　氏名　久保田　春彦

⑸ サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15. 身体拘束等の禁止

事業者は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

令和　　年　　月　　日

指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護予防短期入所生活介護　アルテンハイム鶴宮園ショートステイ

説明者職名　　生活相談員　　氏名　　田代　康文　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意すると共に交付を受けました。

利用者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印＿＿＿＿＿

利用者家族住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者家族氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　続柄＿＿＿